

＜日本史探究②＞律令体制② 教科書：P.39～P.40

問(1)二官は、行政全般を司る(A)官、祭祀を司る(B)官からなる。(A)官の最高責任者である(C)は、適任者がなければおかれなかつた。

A = [] B = [] C = []

問(2)天皇の側近で、詔書の作成などを司る省は？

[] 省

問(3)国家の仏事・外交を司る省と裁判を扱った省は？ [] 省 & [] 省

問(4)文官の人事・学校などを司る省は？ [] 省

問(5)戸籍・租税を司り、国家財政を担う省は？ [] 省

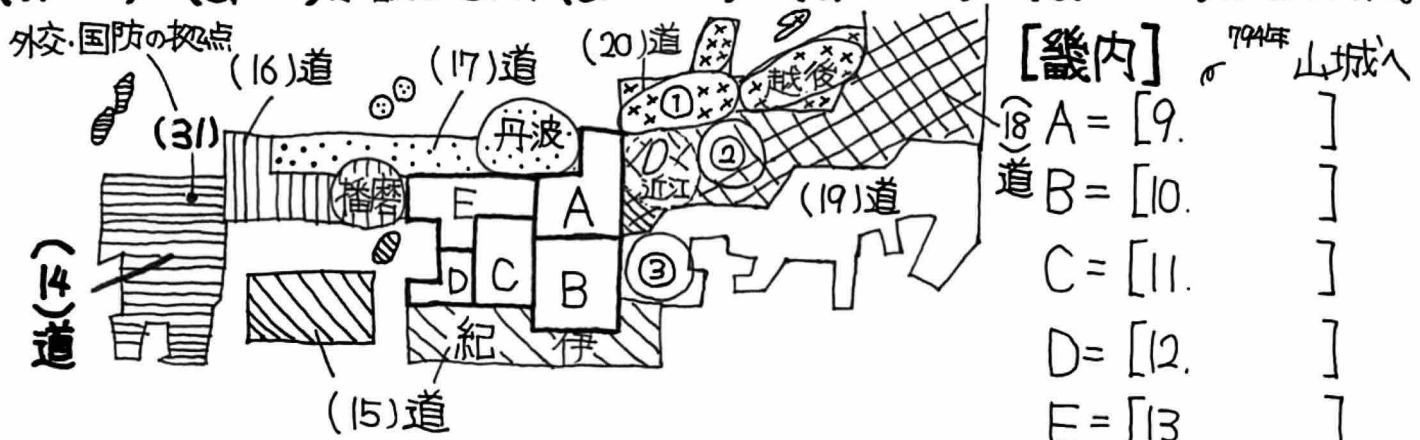
問(6)出納・物価を司る省と軍事を司る省は？ [] 省 & [] 省

問(7)宮中的一般庶務を司る省は？ [] 省

③ 地方の行政区画

① 全国は(1.)・(2.)の行政区に分けられ、その下に(3.)・

(4.)・(5.)が設けられ、(6.)・(7.)・(8.)がおかれた。



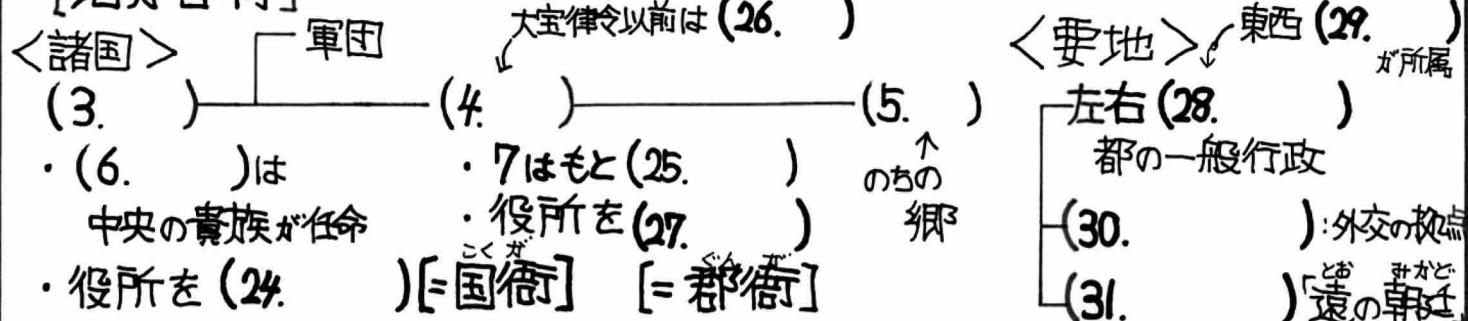
〔七道〕

(14.)道・(15.)道・(16.)道・(17.)道・(18.)道
(19.)道・(20.)道

※①～③には「三關」とよばれる3つの関所が置かれている！

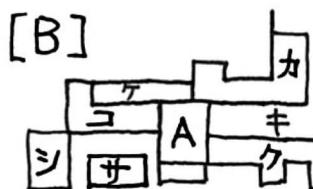
① 越前国：(21.)関 / ② 美濃国：(22.)関 / ③ 伊勢国：(23.)関

〔地方官制〕



問(1)律令体制において、全国はどのように分けられた? (A.)・(B.)

問(2)下の簡易地図の(A)～(シ)に入る語は?



ア=[] イ=[] ウ=[]
エ=[] オ=[]
カ=[] 道 キ=[] 道

ケ=[] 道 ケ=[] 道 コ=[] 道 サ=[] 道 シ=[] 道

問(3)(1)のA・Bの下にC・D・Eが設けられた。C=[] D=[] E=[]

問(4)(3)のDは大宝律令以前は何だった?

問(5)(3)のC～Dは、それぞれ(F)・(G)・(H)が管理し、(C)の役所を(I)、(D)の役所を(J)といつ。また、(G)はもとの(K)が任命された。

F=[] G=[] H=[] I=[]
J=[] K=[]

4 律令官制の特徴

①四等官制：各官庁の上級職員は(32.)・(33.)・(34.)・(35.)の四等官で構成される。←四等官の文字は各役所でちがう！

省→(36.) 国司→(37.)

郡司→(38.) 大宰府→(39.) 式・監・典

②(40.)：与えられた(41.)に応じて官職を決定

官人[役人・官僚]には家柄や能力によって41が与えられる！(←正一位～少初位)

呼称	位階	太政官・省	衛府	大宰府	国司
貴族	正一位	太政大臣			
	正二位	左右大臣 内大臣			
	正三位	大納言	大將	帥	
	正四位	參議	卿	中將	大式
	正五位	少納言	輔	衛門督 少將	少式 守

呼称	位階	太政官・省	衛府	大宰府	国司
官人	正六位	大史丞	兵衛佐	監	介
	正七位	外記録	尉	典	掾
	正八位			志	目
	少初位				令使

各位に正・従・四位以下にはされば下に分かれる。(例: 正八位上) → 計30階

③貴族の特権 ← 特に(42.)位以上の貴族には多くの特権

・(43.)：(44.)位以上の子 & (45.)位以上の孫には、(46.)歳になると自動的に一定の位階が与えられる (父: 正一位太政大臣 → 子: 従五位下)

・経済的特権：封戸(位封・職封)・田(位田・職田=租を免除)・季祿(春・秋)など
一定数の戸(1戸=約25人) 資人(使用人) ↗ 銀・布などの支給